

夏期源泉徴収税にかかる事務指導のお知らせ

従業員（青色専従者を含む）やアルバイト等に給与・賞与を支払われている事業所は、源泉徴収税を期限内に支払わなくてはなりません。納期の特例を申請されている事業所につきましては、令和3年前期分（1月～6月分）の源泉徴収税を7月12日（月）までに納付しなければなりません。

八幡市商工会では源泉徴収税についての相談指導を、以下のとおり行いますので、必要事項を予めご記入の上、期間内に商工会窓口までお越しください。ようご案内申し上げます。

＜夏期源泉徴収税 相談指導＞

日 時：令和3年6月14日（月）～7月9日（金）
午前9時～午後4時（土日、**正午～午後1時を除く**）

納付期限を過ぎて納付すると、延滞税がかかる場合があります。
上記期限を過ぎてお越しになった場合、ご相談に乗りかねる場合がありますので、必ず期限内にお越しいただきますようお願いいたします。

場 所：八幡市商工会館1階窓口

持ち物：・従業員等の1～6月分給与・賞与金額が分かるもの
・源泉徴収簿 ・納付書 ・電卓

- 源泉徴収簿の賃金額は予めご記入の上お持ちください。
- 従業員・アルバイト等の方につきましては、扶養家族等に変更が無いが、必ず確認しておいてください。
- 昨年分の源泉徴収簿をお持ちの方は、お持ちください。

税額が0円の事業所も、納付書を税務署に提出しなければなりません。